添付文書

作成年月日２００２年　６月１８日（新様式第１版）　　届出番号 13B2X00206000005
改訂年月日２００６年　３月３１日（第２版）
改訂年月日２０１４年１２月１８日（第３版）

医療用品　６　視力表及び色盲検査表
一般的名称　　視力表　コードNo16800000
一般医療機器（クラスＩ）

販売名　視力表

【禁忌、禁止】
本品を曲げたり、表面に傷をつけたり、視標を加工する事は、絶対にしない事

【形状、構造及び原理】
上質紙又は厚紙に視標を印刷したもので、視標を答えさせることにより視力を測定する。

【使用目的又は効果】
視力測定
視標の大きさ
０．１から１．０まで０．１ステップ
１．２、１．５、２．０

【使用方法】
（１）直射日光の当たらない明室で影の出来ない場所で検査をすること。
（２）適切に照明します（５００ＬＵＸ以上が望ましい）
（視力表照明装置を使用することが望ましい）
（３）それぞれの視力表に定められた距離で検査をすること。
（５ｍ、３ｍ又は３０ｃｍ等）
（４）視標を被検者に定められた距離で提示し、この視力表の意味と見方を説明します。
（５）視標を答えてもらいます。
（６）おおむね、５視標のうち３箇所ていど正解した場合、その眼の視力値とします。

【使用上の注意】
（１）視標の明るさ、検査距離等、守って下さい。
（２）視標面に傷、汚れ等付けない様にして下さい
（３）本器及び患者に異常があった場合は使用を中止し適切に処置して下さい。

【保管方法及び有効期間】
（１）直射日光に当たらない場所に常温、常湿で保管して下さい。
（２）使用期間は５年ていど、視標面に傷、汚れ、焼け等、出た場合は、交換してください。

【保守・点検に係る事項】
（１）ご使用後、水、溶剤等で拭かないで下さい。
（視標面はあまりいじらない事が望ましい）
（２）表面に傷をつけないようご注意ください
（３）落下等による破損にご注意ください。
（４）本器が傷、汚れ、焼け等、出た場合は交換して下さい。

【包装】一個単位

【主要文献及び文献請求先】

氏名　株式会社　半田屋商店
住所　〒113-0033 東京都文京区本郷３－３７－４
電話　03-3811-0087
FAX　03-3818-9695

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

氏名　株式会社　半田屋商店
住所　〒113-0033 東京都文京区本郷３－３７－４
電話　03-3811-0087
FAX　03-3818-9695